

為替手形当事者の能力および権限

武 市 春 男

目 次

- I 手形当事者の意義
- II 能力と権限との区別
- III 手形当事者としての能力
 - 1. 未成年者 2. 牧師 3. 妻 4. 精神障害者 5. 泥酔者 6. 法人または会社
 - 7. 敵国人
- IV 銀行業者の無能力
- V 手形当事者が負う責任の種類
 - 1. 主要責任と予備的責任 2. 無条件の責任と条件付の責任
- VI 手形上の責任を生ずるための要件
 - 1. 概説 2. 署名 3. 交付

I 手形当事者の意義

為替手形の当事者 (party to a bill) とは、ふつう為替手形上の法律関係の当事者をいう。為替手形を振り出す当初において、すでに振出人・受取人および支払人の三者が存在するが、基本為替手形の当事者という意味で、この三者のみを手形の当事者とすることもある。しかし、その後に裏書人・引受人・参加引受人・参加支払人および保証人などが当事者となる。

ところが、イギリス為替手形法第2章の為替手形当事者の規定によれば、当事者を解して手形上の義務負担者である振出人・引受人および裏書人の三者としている。また、この2章のみならず、イギリス手形法も亦多くの場合において当事者をこの三者に限って指称する如くである。⁽¹⁾

イギリス手形法においても、手形上の義務を負担する者には、以上の三者以外に、準裏書人 (quasi-indorser) といつて、統一手形法上の手形保証人に近似する者および参加引受人 (acceptor for honour supra protest) がある。しかし、この両者は、為替手形契約の直接の当事者ではなく、副次的地位において手形関係に参加する者であるから、これらの者は、ここでは除外することにしよう。

なお、手形当事者は、通常別人であるが、同一人が二または三の当事者資格を兼併する場合もある。たとえば、自己宛手形あるいは自己指図手形においてこれを見る如くである (英手5)。

II 能力と権限との区別

本稿の標題に示されている、手形当事者の能力 (capacity) と権限 (authority) とはいかなる意味を有するか、これについて、いちおう触れる必要がある。

イギリス手形法においては、手形行為をもって、すべて契約としているから、ここにいう能力および権限も亦契約上の能力および権限の意味と解すべきであろう。そして、能力と権限とは区別されなければならない。

まず、第一に、契約能力は、契約当事者自身を拘束すべき契約上の権能 (power) を意味するが、契約権限は、他人のために契約を結び、その他人を拘束すべき契約上の権能を意味する。

次に、契約能力は法の創造であるが、契約権限は契約当事者自身たちの行為から発生したものである。

第三に、契約能力の欠缺は、これを補正することはできないけれども、契約権限の欠缺は、これを追認 (ratification) によって補正することができる。

最後に、契約能力の有無は、法律上の問題であるが、契約権限の有無は通常事実上の問題である。

さらに、また、責任負担能力と移転能力とは区別されなければならない。既履行契約 (executed contract) (即時に履行された契約、たとえば、契約されると即時に商品が引き渡され、代金が支払われるような契約をいう。) は、未履行の契約 (executory contract) (少なくとも一方の契約上の義務が将来履行されるべき契約、たとえば、代

金を受領したが、6か月後に家の建築をすればよいというような契約はこれである。)が、実施され得ない場合においてもしばしば有効である。裏書は、ふつう既履行契約および未履行の契約の二つの異なった契約から成立しており、すなわち、裏書は手形上の財産を移転し、そして、また裏書人の側における責任の未必の仮定⁽²⁾をも包含する。

Ⅲ 手形当事者としての能力

為替手形の当事者としての責任を負担する能力は契約能力と異なるところがない(英手22(1)本文)。これはすでに述べたように、手形行為はすべて契約としてあるので、手形行為を行ない手形上の義務を負担する能力は、契約を締結する能力と同様である訳である。したがって、手形能力のいかんを究明しようと欲すれば、契約能力のいかんを吟味しなければならないのである。しかし、人の契約能力についての詳しい検討は契約法の研究書に譲り、ここには手形法に規定されている範囲にとどめ、それに関連する諸点に言及することにしよう。

1 未成年者⁽³⁾ (minor or infant)

成年(majority)に達しない者が未成年者である。イギリスにおいては満21歳をもって成年としており、詳言すれば、第21回の誕生日の前日の最初の瞬間から成年者となり、わが国のように、誕生日の開始の時が標準となるのではない。

未成年者の契約に関しては、未成年者保護法(the Infants' Relief Act, 1874)が存在するが、制定法に規定のない限り、普通法上の原則が適用される。

普通法によれば、未成年者の締結した契約は、必需契約(contract for necessities)および未成年者に利益な契約(contract for the infant's benefit)に限り有効(valid)であり、その他はすべて取り消し得べき(voidable)契約である。ところで、未成年者保護法は、この取り消し得べき契約のなかの一定の契約を無効(void)としているので、未成年者の締結した契約には、有効な契約、取り消し得べき契約および無効な契約の三種類がある訳である。

(1) 有効な契約 これに、前述した如く、必需契約と未成年者に利益な契約

との二つがある。この二つの契約を詳説することを避けて、判例を示すことにしよう。グレー (Gray) は、19 歳の未成年者であったが、高名な職業撞球家ロバーツ (Roberts) と世界漫遊旅行を試み、旅行中に儲けた利益の分け前を貰う契約をした。この契約のことから裁判になり、ロバーツはグレーを被告として遂いに控訴裁判所にまで持ち込み、その判決を受けたのであるが、「当該契約は必需契約であるからグレーに対して強制されるべきである。そして、全体的に見れば、その契約は未成年者グレーに利益な契約である。」との判示を受けたのである。

判示でも分かるように、必需 (necessaries) の用語は、食料、宿泊、旅行など生活の必需品に限定されず、商売もしくは職業のための教育をも包含し、もし、その契約が未成年者に利益な契約であるならば、その契約は有効である (Roberts v. Gray⁽³⁾ [1911-13] All E. R.Rep. 870)。

(2) 無効な契約 未成年者に対する貸金契約、必需品以外の物品の供給契約および未成年者が行なった債務の承認 (account stated) は、絶対的に無効である (未成年者救済 1)。

(3) 取り消し得べき契約 以上述べた契約以外の未成年者の契約は、未成年者の選択によって取り消し得べき契約である。

未成年者が手形上の義務を負担する契約は、(2)の無効な契約に該当するから、(未成年者救済 1 参照)、未成年者は手形を振り出し、裏書きし、もしくは引き受けても手形上の責任を負うことなく、また、たとえ未成年者が自分は成年者であると主張しあるいは成年に達したとき追認しても、未成年者に手形上の責任を負わせることはできない。したがって、たとえば、

(a) 3 か月を経過すれば成年に達しようとする未成年者 B は、日付後 6 か月支払の手形を引き受け、成年に達したとき当該の取引行為を追認し、かつその手形は流通した。しかし、B はその引受になんらの責任を負わないのである (Ex p. Kibble, [1875] L. R. 10 Ch. 373)。

(b) B は、成年に達した後、未成年者のときに契約した債務を支払うために手形を引き受けた。当該手形は正当な所持人に裏書されたが B はこの正当な所持人に対してのみその責を免れることはできない (Belfast Banking Co. v. Doherty

[1879] *Ir L. R.Q.B.D.124.*)。ただし、この判決に対しては問題点がない訳ではないが、Bは成年に達した後、手形の正当な所持人が与えた約因に対して新たな約束をしたという根拠によって支持されるものと思われる。

(c) Bは未成年時代に引受をした手形に対して、その引受には責任がないので、責任を償う心算で、成年に達したときにおいて、さらにその手形を引き受けたが、これを知っている手形所持人に対しては責任を負うことはない (*Smith v. King* [1892] 2 Q.B. 543)。また、手形の正当な所持人にすら責任を負わないのである。

(d) 未成年者はその父と連帯して自分が前借金をしたので約束手形を振り出した。しかし、この場合、手形の主たる債務者はその父であって、未成年者はなんら責任を負わない (*Wauthier v. Wilson* [1912] 28 T.L.R. 239(C.A.))。

(e) 未成年者は、自分が数日後に成年に達するので、その成年の日を日附として、先日附小切手を振り出したが、この小切手には責任を負わないのである (*Hutley v. Peacock* [1913] 30 T. L. R. 42)。しかし、もし、未成年者が振り出した小切手に対する約因が彼に必需品を供給したものであるならば、小切手上に責任を負うことは勿論、小切手上ではなくても、その約因に対して未成年者は責任を負うべきである。⁽⁵⁾

未成年者が手形上の責任を負う能力を欠くことは、以上の叙述によって明らかであるが、責任負担能力 (capacity to incur liability) と権利移転能力 (capacity to transfer) とは別個であることは既に述べた如くであって、手形が未成年者によって振り出され、または裏書されたときと雖も、その手形の所持人は、その振出または裏書によって手形の支払を受ける権利を取得し、かつ、この手形の他の当事者に対してその権利を行使することができる (英手22(2))。すなわち、未成年者は、原則として手形上の責任負担能力はないが、手形上の権利を移転する能力はこれを有するから、所持人をして未成年者以外の者に対する手形上の権利を取得させることができる。つまり、未成年者の振出または裏書は、他の手形署名者の責任のいかに何等の影響を与えることがない。

なお、未成年者は自ら訴訟を提起しまたは訴えられる能力はないが、未成年

者が、もし、手形上の訴訟の原告の地位に立ち、相手方を訴えようとするときは、近友 (next friend) を代理人として訴えることを得る。また、手形上の被告の地位に立たされたときは、訴訟のための後見人 (guardian ad litem) によって代理される。この近友および訴訟のための後見人は、特定の訴訟について代理権を有する代理人であって、親権者または後見人がこれにあたるのが普通である。

2 牧師 (clergyman)

牧師は一般の人びとから尊崇され、その地位が一段と高いものとされていた。したがって、その昔、牧師の特権 (benefit of clergy) が認められ、万一、牧師が犯罪を犯した場合には世俗の裁判所の管轄から宗教裁判所に移管され、その結果、牧師は死刑から免除されることを内容としていた。しかし、この特権も1827年に廃止された。また、牧師は、従来ジョージ三世即位第57年の制定法律第99号によって営業を営むことを堅く禁じられていたので、共同資本会社 (joint-stock company) の株式を所有して手形の被裏書人として訴を提起することはできなかったが、その後、1838年の教会兼職法 (Pluraries Act. 1838) 第29条⁽⁶⁾ないし第31条の規定によって聖職禄を受ける牧師 (beneficed clergyman) は、ある一定の制限の下においてのみ営業に従事することを認められた。したがって、この制限の範囲を超えて営業上の契約をした場合、その契約は無効とされたが、制限の範囲内における営業のために生じた債務に対して手形の共同振出人となったときは、手形受取人に対して手形上の責任を負わなければならない⁽⁷⁾。

3 妻 (married woman, wife)

普通法によれば、女は昔から女であるという理由で、物的財産権に対する相続順位を除いては、特別に不利な地位に立つことがなかった。しかし、女がひとたび結婚して妻となると、夫婦は一体である (husband and wife are one person) との原則が行なわれ、しかも、その一体は夫であって、妻はその従属的地位におかれ、独立の存在が認められなかった。したがって、妻は旧ロンドン市部

(city of London) の単独商人であるか、またはその夫が法律上の人格を喪失 (civiliter morituus) し、もしくは外国に住所を有する外国人でなければ、手形を振り出し、裏書し、または引き受けても手形上の責任を負うことはなく、また、夫の許可を得なければ手形の裏書によって手形上の財産を移転することもできなかったのである。

しかしながら、妻の地位は衡平法および制定法によって漸次高められ、たとえば、衡平法上、もし妻が利用できる特有財産 (separate estate) を有するときは、手形を振り出し、裏書しもしくは引き受け、その特有財産の限度において手形上の責任を負い、そして、もし手形が特有財産の一部である場合は、妻の裏書はそれを移転することができたのである。

妻のこのような無能力的地位も、1935年の法律改革 (妻および不法行為者) 法 (Law Reform (Married Women and Tortfeasors) Act, 1935) によって、根本的に改革され、今日においては妻も全く独身の女 (feme sole)、と同一の地位に在り、したがって、また男と同一の地位を有するに至り、完全な能力者となったのである。すなわち、妻は財産を取得し、保有し、かつ処分することができ、自ら契約を締結して責任を負担するとともに破産および判決・命令の強制に関する法に従うのである。そして、もし、妻が手形に裏書したときは、その裏書は今日においては勿論財産を移転することができ、また、妻が夫のために保証人になった場合、妻は不当圧迫 (undue influence) によって保証人となったなどという推定は起らない。⁽⁸⁾

4 精神障害者 (mental disorder)

精神障害者とは、別に精神病者 (lunatic) または精神異常者 (insanity) というのと異ならない。⁽⁹⁾ 1890年の精神病法 (Lunacy Act, 1890) によれば、あらゆる不健全な精神の者およびあらゆる白痴者を指すものと規定されている。⁽¹⁰⁾

ある人が精神障害者であるかどうかを決定することは、人権擁護の立場からいってもなかなか困難なことであるので、申立によって裁判所が事実審問 (inquisition) の命令を下し、この命令にしたがって事実の審問が行なわれ、審問手

続によって精神障害者であるとの決定を下された者が、宣告精神障害者 (lunatic so found) であって、事実の審問の手續に附されていない者を非宣告精神障害者 (lunatic not so found) という。

宣告精神障害者には、その身体の監護のために身体監護委員 (committee of the person)、財産の管理のために財産管理委員 (committee of the estate) が設けられる。両委員は同一人が兼ねても、また、それぞれ別人であっても差し支えないが、ふつう、配偶者があれば配偶者がこれにあたり、もし、配偶者がいないときは最近親者が任命される。なお、非宣告精神障害者に対して、その財産管理の必要があるときは、申立によって裁判所が準財産管理委員 (quasi-committee of the estate) を任命して、その財産管理にあたらせる。この方法の方が事実の審問手續を経るよりも簡単であるから、通常はもっぱらこの方法が採用されている。

さて、精神障害者の能力いかなの本間に入るのであるが、刑事責任能力および不法行為能力については、これを措き、契約上の能力について宣告精神障害者と非宣告精神障害者とを分けて考察する。

宣告精神障害者の契約能力については明瞭を欠いている。過去においては、非宣告精神障害者と同様の取扱を受けていたが、その後、宣告精神障害者が正気を回復したとき、捺印証書 (deed) によって財産を処分した場合、その処分は絶対に無効であるとする判決があるが (In re Walker [1905] 1Ch. 160)、この判決の用語が契約一般を無効とするものか、それとも捺印証書による財産処分の場合のみに限られるのか、曖昧であって、今後の判決を待たなければならない。

次に、非宣告精神障害者が締結した契約は、締結の際に全然その行為の性質を了解する能力がなかったこと、およびその相手方が経営管理能力を欠くような状態であることを知っていたことを立証した場合のほかは、有効である (Imperial Loan Co. v. Stone [1892] 1. Q. B. 599(C.A.))。しかし、このような立証をした場合でも契約は無効ではなくて取り消し得る。

なお、必需契約については、宣告精神障害者であると非宣告精神障害者であるとを問わず、未成年者と同様に取り扱い、必需品を買ってその引渡を受けた

場合においては、相当の代金を支払うべきであるとされている。

5 泥酔者 (drunkenness or drunkard)

ここに泥酔者の定義を挙げる必要もないが、敢えてアメリカのコロラド州法 (statute of Colorado) の定義を引用すれば、「泥酔者とは、アルコール類やモルヒネ、アヘン、コカインなどの麻酔性の物質を欲する儘に摂取した結果、理性的の自己統制を喪失するまで酩酊した者をいう。」とある (1895年、同州議会法律第74号)⁽¹¹⁾。これに常習泥酔者 (habitual inebriety) とその他があるが、そのいずれも非宣告精神障害者と同様の法的地位であって、その締結した契約はたんに取り消し得るにとどまり、無効ではなく、冷静な状態に復したとき、その行為を追認することができるのである。⁽¹²⁾

なお、動産売買法 (Sale of Goods Act, 1893) 第2条の規定は、泥酔者の場合にも適用される。

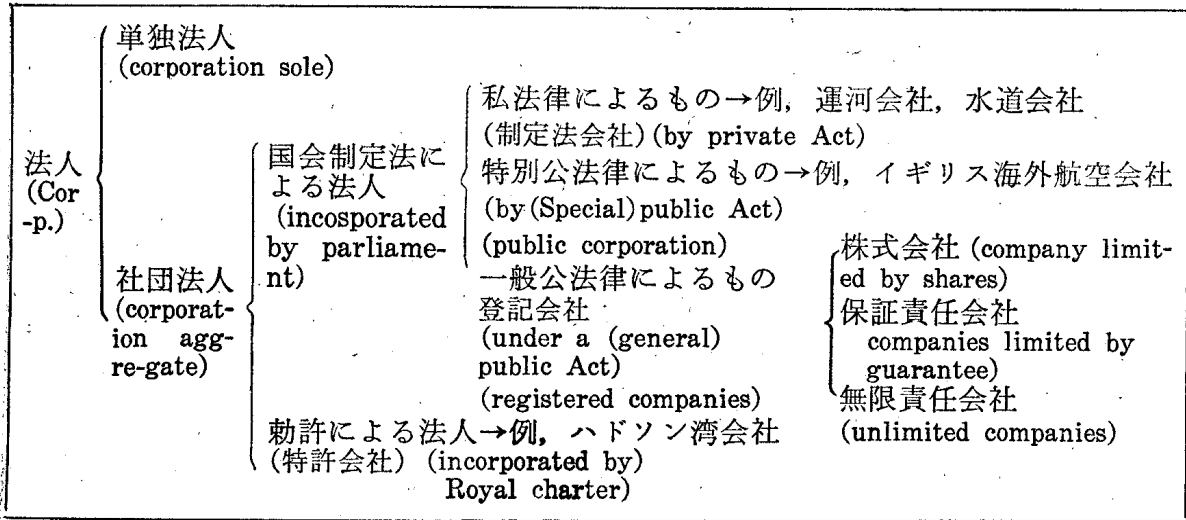
6 法人または会社 (corporation or company)

イギリス法上の法人 (corporation) には、社団法人 (corporation aggregate) および単独法人 (corporation sole) の二つがあり、イギリス法における法人の最も大きい特徴は、法人の永久もしくは継続存続 (perpetual succession) という点であって、法人の構成員には変化があるにも拘らず、法人格の同一性を失うことなく、その存在を根強く続けてゆき、決して消滅することがない。

この永久もしくは継続存続という特徴によって、人的の集団に人格を認められた社団法人と同一時には法人の構成員は常に1人であるが、その先進者および後継者ととも一つ法人を形成している単独法人、たとえば、普通法上認められた国王・僧正・牧師などや制定法上認められた郵便総局長 (Postmaster-General)・公益受託者 (Public Trustee) などがある。

なお、イギリス法には財団法人はなく、財団法人によって達成する目的は、その一部は単独法人の制度によって達成することができ、大部分は公益信託 (charitable trust) の制度によって達成する。

社団法人は、次の如く分類することができる。すなわち、



上の表を簡単に説明すれば、社団法人を分けて勅許によって設立される、いわゆる特許会社 (chartered companies) と、国会によって制定された法律に基づいて設立される法人とに分けられる。そして、後者をさらに私法律、たとえば、1845年の会社条款統一法 (Companies Clauses Consolidation Act, 1845) その他によって設立されたものと (運河、水道、ガス事業、港湾、船渠、電灯会社などはこれにあたる)、特別公法律、たとえば、イギリス海外航空会社法その他の法律によって設立された公法人であるもの (イギリス海外航空会社、ロンドン港管理局、全英石炭局などはこれにあたる。) および一般公法律によって設立された、いわゆる登記会社の三つに細分する。

最後の一般公法律とは、たとえば、会社法 (Companies Act) の如きはこれであって、現行の会社法によれば、株式会社 (Company limited by shares), 保証責任会社 (company limited by guarantee) および無限責任会社 (unlimited company) の三つに分けられ、これらがさらに公募会社 (public company) と私会社 (private company) との二種類に分けられる。

なお、この表に依らない非営利法人 (non-profit corporation) もあるが、余り長くなるのでその詳しい説明は省略することにして、所与の問題に入ろう。

まず、法人または会社が、契約上の責任を負うためには、次の二つの要件を具備しなければならない。すなわち、

(1) 法人または会社の基本法で、このような契約を締結することができる権限を明示 (expressly) もしくは黙示 (impliedly) をもって賦与されていることが必要であること。

(2) 法人または会社が、その契約を締結するにあたって、方式が法人または会社一般あるいは特定種類の法人または会社を拘束するために必要な要件を充たしていることが必要であること。

以上二つの要件は、手形契約についても必要な要件であることは、ここにいふまでもない。

法人または会社が、手形の振出・引受または裏書によって手形上の義務を負うためには設立行為によって明示もしくは黙示の授權を必要とする。イギリス手形法第22条第1項但書に「法人は、法人に関する現行法に従い、別段の規定がある場合のほか、本条の規定によって為替手形の振出人、引受人または裏書人として責任を負う能力を取得することができない」と規定しているのも、この条件を曲げることができない趣旨を明らかにしているものである。なお、この責任要件の問題は、一般的には法人または会社の権限踰越 (ultra vires) の理論に属する事項であって、一般的にいって、営利の目的をもって設立された会社 (trading company) は、基本定款 (memorandum of association) もしくは普通定款 (articles of association) をもって特別に手形行為の権限を付与されることがなくても、とくにこの禁止の規定がない限り、暗黙のうちに手形行為をすることの権限があるものとされる。⁽¹³⁾しかし、1948年、イギリス会社法第33条に規定されている「会社から授權された者が、会社の商号を用い、会社の行為として会社を代表してまたは会社の計算において、振り出し、引き受け、あるいは裏書した為替手形もしくは約束手形は、会社のために振り出され、引き受けられ、あるいは裏書きされたものとみなす」。という規定は、当該会社法の規定によってすべての会社に手形行為を行なう権限を付与したわけのものではない。それは単に手形行為を行ない得る必須の要件を備えた会社の手形行為の方式を規定したものにすぎない。⁽¹⁴⁾

これに反して、公益を目的とする非商事会社 (non-trading company) たとえば、

鉱業会社、墓地会社、海難救助会社、ガス会社、アルカリ工業会社、水道会社などについては、手形行為を行なう権限は、明示的に与えられているか、さもなければ基本定款の中にその権限を包含していることを十分認識できる程度に幅広い条件を規定しておかなければならない。

非商事組合 (non-trading partnership), たとえば, 事務弁護士組合, 鉱業組合, 農業組合, 周旋業組合などは, 判例によってこれに属するものとされているが, この非商事組合は, 非商事会社と区別され, 為替手形を使用することができる。しかるに, 手形行為能力を欠く会社の為替手形は, 当該会社に関する限り, 矯正できないほど悪い手形というべきである。なんとならば, 会社の権限踰越の契約は追認することができないからである。⁽¹⁵⁾

手形の振出もしくは作成に関する以上述べた原則は, 小切手にも適用されるべきであるかどうか。非商事会社は自己の振り出した不渡小切手の持参人に対して責任を負うべきや否や, もしくはその直接の債権者に対して約因にのみ責任を負えばよいのか, 疑問があるところであるが, しかし, 小切手による支払の慣行はきわめて一般的であるから, 手形契約の権限とは異なり, 小切手契約の権限は常に存在するものと認められるのである。⁽¹⁶⁾

手形能力のない当事者によって, 手形が振り出され, または裏書された場合, 無能力者自身は手形上の義務を負わないこと勿論であるが, このような振出または裏書であっても, 手形所持人はその振出または裏書によって, 手形の支払を受ける権利を取得し, かつ, この手形の他の当事者に対して責任を追求することができる(英手形22条2項)。したがって, 手形能力のない会社の裏書であっても手形の所有権を移転する効果があり (Smith v. Johnson [1858] 3H. & N.222; 157 E. R. 453; 27 L. J. Ex. 363.), たとえば, 手形の記載上, 会社が明らかに振出人としての責任を負担しないような場合でも, 銀行がその会社の資金からその小切手の金額を支払っても不当であるとはいえないのである。(Mohony v. East Holyford Mining Co. [1875] L. R. 7 H. L. 869, 884.)

法人または会社が, 契約上の責任を負うための第2の要件は, 契約締結のために一定の方式を具備しなければならないことであるが, この点については,

本章のVIにおいて詳述することにしよう。

7 敵国人 (alien enemy)

敵国人とは、本来は敵国の人民のことであるが、私法上特別の地位を有する意味における敵国人とは、この本来の意味の敵国人ではなくて、その国籍 (nationality) や住所 (domicile) のいかんを問わず、本人の自由意思で、敵国内に居住し、または営業を営む者をいう (Porter v. Freudberg [1915] 1K. B. 857)。したがって、イギリスの国籍を有し、イギリスに住所を構える、いわゆるイギリス人であっても、イギリスの敵国内に居住し、または営業を営む場合は敵国人である。敵国人貿易法 (Trading with the Enemy Act, 1915, 1936) 第2条にも、敵国人について同様の定義を定め、かつ通商省 (Board of Trade) は命令をもって敵国人とみなすべき者を指定することができるかと定めている。

敵国人は訴えられる。それゆえ、この訴えに対して抗弁し、かつ自己に不利な判決に対して上訴することを得る。しかし、敵国人は国王の許可を受けた場合を除いて、イギリスの裁判所に訴えを提起することはできない。もし、彼の訴訟原因が戦争以前に発生していて、主張すべき権利が戦争中停止されている場合は、その権利は消滅せず、戦争状態終了後において改めて主張できる。

戦争が開始されると、敵国人とのすべての取引は、国王の許可を受けた場合を除いて、違法となり、かつ、敵国人と締結したあらゆる契約は、それが未来に効力を生ずる契約である限りにおいて、その契約の当然なすべき履行が敵国人との交際を含むものであるならば、解除される。したがって、たとえば、戦争中、敵国人からイギリスに宛て振り出された為替手形が、敵国に居住するイギリス人によって裏書された場合、その手形は平和克復後においてもその支払を請求できないとの判決が与えられた (Willson v. Patteson [1817] 7 Taunt. 439)。この判決の理由はきわめて明瞭である。もし、戦後手形金額の支払請求ができるものとすれば、手形は敵国人が中立国において資金を調達することのできる価値のある証券となるからである。なお、また、次のような判例がある。ドイツの商会 (firm) によって振り出された振出人の自己受手形が、戦前イギリス

の商会によって引き受けられたが、戦争開始後2名の敵国人を組合員(partner)に持つアメリカの商会によって裏書されたときは、引受人はその支払を拒絶することができる(S. M. Weld v. Fruhling and Goschen [1916] 32 T.L. R. 469)。

特別の制定法、たとえば、前述の敵国人貿易法に依るか、または敵国人との貿易に関する宣言(proclamation)に依って、国は敵国領土内もしくは敵国占領地域以外の地に居住しもしくは営業を営む敵国人または敵国社団との通商貿易を禁止する権能を与えられることがあるが、この場合には、以上述べた普通法上の原則は、あるいは拡張され、あるいは制限されることになる。⁽¹⁷⁾

IV 銀行業者の無能力

銀行業者または銀行業を営む会社は、手形契約を締結する能力を有するかどうか、の問題がある。これについては、イングランド銀行のほかは、他のいかなる銀行業者または銀行業を営む会社にも制定法、すなわち、1854年、印紙税法に説明されている如く、銀行特許法(Bank Charter Act, 1844.)によって、ある種の手形行為をなす能力がないものとされている。すなわち、銀行業者または銀行業を営む会社は、以下の行為をすることは、違法である。

1 イングランドまたはウェールズにおいて、一覽払で、かつ、持参人払式であることが明白であるかもしくは法律上そのような趣旨が示されている為替手形または約束手形を発行すること(銀行特許10条28条)。

2 イングランドまたはウェールズにおいて一覽払で、かつ、持参人払式であることが明白であるかもしくは法律上そのような趣旨が示されている為替手形または約束手形を振り出し、引き受け、作成し、もしくは発行し、またはかような為替手形もしくは約束手形上の金額に対して借財し、債務を負い、もしくはそれに応ずること(銀行特許11条、28条)。

なお、イギリス法によれば、銀行、保険会社、海外会社などは、会社の特殊なものとして取り扱い、一般の会社と違った規制があり、1948年、会社法(companies, Act. 1948.)の第12章(もっともこの章のうち、1967年の会社法により若干改正された部分もある。)は、銀行業を営む会社の設立、登記、年次報告書およ

び定期申告書などについて詳細な規定をしており、就中同章第 431 条に有限責任会社として登記した銀行は、有限責任にも拘らず、なお銀行の約束手形⁽¹⁸⁾に対しては無限責任を負うべきことを規定していることを付記しておく。

V 手形当事者が負う責任の種類

手形当事者の負う責任は各当事者によって異なり、各当事者が皆同一の責任を負うのではない。以下に、手形当事者が負う責任の種類を分け、各当事者は、どのような責任を負うべきであるか、これを明らかにしよう。

1 当事者の主要責任 (primarily liable) と予備的責任 (secondarily liable)

手形上に主要な責任を負うべき者は、手形上の文言によって第 1 次的に支払を求められ、絶対に支払に応じなければならない手形の当事者をいう。そうでない他の手形上の義務者が、ここにいう、いわゆる予備的責任を負う手形の当事者である。当事者のこの区別は、制定法の立法家たちによって設けられたものであって、法律学者には聞き慣れない区別である。

以上の定義に基づいて、手形上の主要な責任を負うべき当事者は、次の三者である。

- (a) 約束手形の振出人 (maker)
- (b) 為替手形の支払人または引受人 (drawee or acceptor)
- (c) 小切手の支払人または支払保証人 (drawee or certifier)

以上の当事者は、手形の支払を絶対的に要求されている (absolutely required to pay) 第 1 次的手形責任者である。なお、為替手形の支払人は、手形の引受をしないうちは、厳格な意味における手形の当事者ではないが、一般的に主要な責任を負うべきものと指定されている。

次に、予備的責任を負う当事者としては、為替手形もしくは小切手の振出人および為替手形、約束手形および小切手の裏書人である。

この当事者の主要な責任と予備的責任という区別は、前述したように制定法上の意義を有するに過ぎないことを銘記すべきであって、主たる債務者 (究極

的責任) としてもしくは保証人としての債務についての実際上の関係に関する区別ではなくて、単なる手形上の当事者の地位による区別であるにすぎない。

かような訳で、融通手形の振出人(単なる保証人にすぎない地位の当事者であるけれども)は、支払を絶対的に要求される、主要な責任を負うべき当事者であり、また、その融通手形に裏書した裏書人(この人は主たる債務者で、究極の責任を負うべき人であるにも拘らず)は、予備的責任を負うべき当事者にすぎない。また、引受をしない手形上の支払人は、どのような意味においても真の責任はないにも拘らず、制定法の用語の上からは、主要な責任を負うべき当事者にほかならない。

2 当事者の無条件(unconditional)の責任と条件付の責任(conditional liability)

この区別は、当事者の責任を比較して設けたものであって、次のようである。

(a) 約束手形の振出人の責任は、手形上に明白に示されている如く、振出人が支払の約束をした文言によって絶対的かつ無条件の責任を負うべきものとされる。

(b) 為替手形の引受人(すなわち、手形に支払人として指図された者が適当に支払を承諾した者)は、同様に手形上に絶対的責任を負うべき当事者である。このようにして、引受人は約束手形の振出人の地位を実際的に占めるのである。しかしながら、引受人の契約は、明示的ではなくて寧ろ黙示的である。

(c) 支払保証人の支払保証契約は、手形引受人の引受契約と実質的には同一である。したがって、支払保証人は絶対的責任を負う。

次に、条件付責任を負うべき当事者としては、d 手形の振出人および e 裏書人である。手形の振出人の手形契約は、裏書人の契約に實際上同一なものとして連結されていて、前記三者の絶対的責任と厳しい対照を示し、高度に技術的かつ条件的である。

振出人および裏書人が手形に支払を行なう条件は次の如くである。

(1) 手形が満期の際に、支払のために支払人(maker or drawee)に対して適法な呈示(due presentment)がなされたとき、すなわち、もし、為替手形の場合

合に、引受のための呈示を必要とするとき、引受のための適法な呈示がなされたとき引受がすでになされているので、満期のとき支払のために適法な呈示がなされたとき、この呈示があっても、それに対して支払（あるいは引受）がなされない場合（この場合は支払拒絶または引受拒絶である）、第2段的手続として、(2)支払拒絶または引受拒絶の適法な通知書、もしくは(3)外国為替手形の場合には、適法な拒絶証書（due protest）を作成する。手形所持人である本人もしくは代理人（本人および代理人以外の者は呈示を行なうことを得ない）は、条件付責任を負う当事者を拘束するため、これらの一連の手続を執るのであるが、これは支払拒絶または引受拒絶のための手続として知られており、この手続を怠りまた変則的に行なったときは、その手続を適法に免除もしくは放棄されない限り、振出人または裏書人に対する手形上のすべての責任を免除する結果となる。

以上述べた如く、約束手形の振出人、為替手形の引受人すなわち支払人および小切手の振出人もしくは支払保証人の三者の責任は、絶対的責任といい、これに反して為替手形の振出人およびすべての手形の裏書人の責任は、非常に条件的な責任であるといえる。手形当事者の責任が、かように異なることを明確に了知しておかないと、今後流通証券を研究する上において甚だしく支障を招く所以となるから、注意しなければならないと思うのである。⁽¹⁹⁾

VI 手形上の責任を生ずるための要件

1 概 説

手形上の責任を生ずるためには、署名（signature）および手形の交付（delivery of instrument）とを必要とする（英手23本文，21(1)）。もし、手形の当事者として手形に署名せず、または手形を交付することがなければ、手形上の義務を負担することがない。法人または会社が手形の当事者として手形上の責任を負うためには二つの要件、すなわち手形上の責任を負うべき契約を締結する権限があり、かつ、法人または会社を拘束するに必要な方式をもってしなければならないと述べたが、この場合、第2の要件である一定の必要な方式というのは、ここにいういわゆる署名を指し、しかも、法人または会社としてなすべき署名の

方式をいう。

2 署 名

(1) 署名の意義および方法

手形上の責任を負うためには、署名がぜひとも必要である。

署名とは、いかなる行為をいうか、これについてはイギリス手形法にも別段の規定はないが、一般的に署名 (signature) というときは、書面上に氏名もしくは記号が記載されあるいは氏名もしくは記号の印が押捺されている人が認証もしくは責任を負う意思をもって、自分自らあるいは代理人によって、自分の氏名もしくは、記号を記載するか、さもなければ氏名もしくは記号の印を押捺することをいう。Morton v. Copeland (16 C. B. 535) 事件判決の中で、Maule 判事は、「署名には必ずしも氏名を書くには及ばない。それと同一視すべき記号でもよい。」と述べているが、判決記録係 (reporter) は、記号は真正なものと証明されるかもしくは許容されるものであって、かつ、当事者が署名する慣習的方式であることを条件とすると注釈を付け加えている。⁽²⁰⁾

この一般的意義から、手形上に署名するということは、手形上に署名者が責任を負う意思をもって、自分自らあるいは代理人によって氏名もしくは記号を記載するか、さもなければ氏名もしくは記号印を押捺することをいうと解する。なお、署名は、単に氏名もしくは記号を書く (subscribe) ことではなくて、手形上の責任を負う意思を表示することである。したがって、為替手形の振出人、裏書人または引受人として署名したことの無い者は、振出人、裏書人または引受人として責任を負うことはない(英手23本文)。

署名の方法については、インキによることを通常とするが、鉛筆によってもよい (Geary v. Physic [1826] 5 B. & C. 234)。ただし、鉛筆による場合は変造のうれいがなしとしない。また、自署あるいは代理人によることも認められる(英手91)。さらに、署名は記載するばかりではなく、刻印署名 (stamped signature) もしくは石版刷署名 (lithographed signature) などといって、印判の押捺をも認められる。

記号 (mark) による署名はもとより差支えないが、なお、イギリス手形法に

は、次のような署名についての規定がある。

(2) 商号もしくは仮名 (trade or assumed name) による署名商号とは、商人が営業活動をするのに自己を表わすために用いる名称をいい、商人はこれによって、他の商人との見分けをつけ、また、商業上の名声を高めることもできるのである。商号は、文字をもって記載され、かつ発音ができるものでなければならない。次に、仮名 (assumed name) とは、実名でもなく、また、商号でもない、自己を表示する仮りの名称である。

この商号もしくは仮名による署名の効力いかなの問題については、イギリス手形法第23条但書第1項は「商号または仮名によって手形上に署名した者は、本名をもって署名したときと、同一の責任を負う」と定めている。ただ、本名によらずして営業を営む者が、その名称によって商業手形 (business bill) について訴訟を提起しようとする場合においては、1916年、商業登記法 (Registration of Business Name Act, 1916.) の定めるところに従って、商号の登記をしなければならない(同法8)。

(3) 組合 (firm or partnership) の名による署名 組合は一つの集団 (aggregate body) であって、かつ、社団 (association) であるから、会社 (company) に類似するけれども、会社のように法人格を有しない。ただ、組合を形成する各個人がそれぞれ独立の人格を有するにすぎない。したがって、組合の名によって署名した場合、組合に責任を負わせるためには、組合員の全員がそれぞれ署名しなければならない。もし、組合が、その組合員の1人もしくは一部の組合員の署名によって手形上の責任を負うときは、その署名をした組合員が組合のために手形行為をするについて明示的もしくは黙示的に権限を有する場合に限るのである。そして、組合員がこのような権限を有するかどうかは、組合の業務の性質のいかんにかかわる問題であって、いちがいに決定しがたい。ただ、一般的にいえることは、組合が商事組合 (trading firm) であるか、非商事組合 (non-trading firm) であるか、によって異なる。以下に、これを見てゆこう。

(a) 商事組合 商事組合の組合員は、一見したところで、組合の目的からいって、組合の名において手形を振り出し、裏書きもしくは引き受ける権限が

あるものとの推定を受け、組合が手形上の責任を負うべきものとされる(英手23(2))。そして、もし、手形がひとたび正当な所持人の手中にはいったときは、この推定は、絶対的なものとなって、かつ、この手形行為をする権限は、組合の目的のためか否かを問う必要はなく、最早問題とはならない。そして、もしまた、手形の取得者が、取得の際、その手形は他の組合員から授権もしくは承諾がないことを知っていた場合においては、正当な所持人と区別され、その取得者は、署名しない他の組合員に責任を負わせることはできない。

(b) 非商事組合 非商事組合の組合員は、組合の名において手形に署名しても、これによって他の共同組合員(co-partner)を拘束するなんらの権限を有しないものと推定され、その権限があるか否かは、正当な手形所持人と雖も、實際上または表面上、これを証明しなければならない。この非商事組合に属するものには、すでに挙げた如く、事務弁護士組合のような専門職業組合、鉱業組合、農業組合、周旋業組合、映画所有者組合などあって、判例もこれを認めており、競売人組合も亦この非商事組合に属すべきものであろう。なお、アメリカでは、医師組合、居酒屋組合、トンネル労働者組合および農夫組合などは、非商事組合であるとの判例がある。⁽²¹⁾ 為替手形および約束手形に適用される以上の原則が、どの程度まで小切手に対して適用されるかは、俄かに決定しがたいのである。というのは、組合の名において当座預金勘定口座が開かれると、實際上小切手振出の権限を生ずるのであるが、小切手振出の権限は、手形を振り出す権限のある証拠とはならないからである。しかし、先日附小切手(post-dated cheque)は、手形であるから、小切手振出の権限があれば、手形振出の権限があるものとみてよいと思う。

(4) 組合員の手形移転力 手形が、組合の指図人に支払われる手形である場合において、1人の組合員が署名しても他の共同組合員に責任を負わせることができないにも拘らず、1人の組合員は、その組合の名前による手形を譲渡することによって手形の所有権を有効に移転させることはできるのである。したがって、

(a) 非商事組合に特別に裏書された手形 組合員の1人が、他の共同組合に

連絡することなく、組合債務に対してその手形を裏書譲渡したとき、被裏書人は手形の所有権を取得し、その手形について引受人より支払を受けるに妨げはない (cf. *Smith v. Johnson* [1823] 3 H. & N. 222.)。

(b) 組合に不正方式によって特別に裏書された手形 不正方式とは、たとえば、正式の署名は、*Brown & Co.* であるにも拘らず、*Smith Brown & Co.* とする如き署名をいう。組合員の1人が、他の共同組合員の同意を得ることなく、不正の方式をもって署名して手形を譲渡した場合、組合は裏書による責任を負うことはないが、手形の所有権は被裏書人に移転して、手形所持人は引受人から支払を受けることができる (*Williamson v. Johnson* [1823] 1B. & C. 146)。

しかしながら、署名した1人の組合員が、他の組合員を欺いて組合の名前による裏書署名をなし、しかも被裏書人がこれを知っているときは、手形の所有権の譲渡はできない (*Heibut v. Nevill* [1870] L. R. 5 C. P. 478 (Ex. ch.)。

(5) 組合を脱退した者の組合名義の手形裏書 手形が、組合の指図によって支払われるべきものであって、かつ、組合はその後解散してしまったとき、旧組合名をもって裏書をした脱退組合員の裏書は、手形の所有権を譲渡する効果を生ずる。そして、手形所持人は引受人から支払を受する権限を有する (*King v. Smith* [1829] 4 C. & p. 108.)。

1841年に判決された、*Lewis v. Reilly* 事件は、脱退組合員が先の組合名の手形に署名すれば、他の組合員が解散を知っている手形所持人に対して裏書人としての責任を負わなければならないと決めているをもって、今日問題を提起しているが、該問題は1890年の組合法 (*Partnership Act. 1890.*) の第38条の規定を真実に解釈することに変じている。組合員のある1人が組合から脱退したが、組合は依然として事業を継続している場合においては、脱退組合員は脱退したことの適当な通知をしない限り、なお、組合名の手形に責任を負うべきものであって、この責任は、組合法第14条に規定されている(責任)維持の法理 (doctrine of holding out) に基礎をおくものである。⁽²²⁾

(6) 組合名と社員名とが同一の場合 組合の名と、その社員中のある者の氏名が同一である場合において、その社員が自己の名を用いて手形に署名をした

ときは、その署名は全社員のための署名と推定される (Yorkshire Banking Co. v. Beatson [1880] 5 C.P.D. 109(C.A.))。

(7) 署名の代理 署名は、必ずしも本人が自ら署名することを必要としない。本人の授権によりもしくはその授権に基づいて他人が本人の氏名を署しても差支えない(英手91I)。この規定は、代理人が本人に代って本人の氏名のみを署する署名の代理であるが、署名の代理には、このほか、本人のためにすることを示してなす署名の代理と代表資格においてなす署名とがある。

(a) 本人の氏名のみを署する署名の代理 この場合は、すでに述べた如く、本人の授権によりもしくはその授権に基づいて代理人が本人に代って本人の氏名を署するのである。もし、この授権行為がなく、代理人が本人の氏名のみを署したときは、署名の代理とはならず、後にのべる無権限者の署名であって、ここにいう問題とは別個の問題である。

(b) 本人のためにすることを示して代理人の氏名を署する署名の代理 この場合には、包括代理人 (general agent) による署名と特定代理人 (special agent) による署名との二つの方式がある。

(i) 包括代理人による署名 包括代理人とは、あらゆる事項について本人のために行為することを授権されている者、または、代理人として自己の営業・職業の通常過程において本人のためにある行為をすることを授権されている者、たとえば、事務弁護士 (solicitor)、問屋 (factor) 仲立人 (broker) などは、これである。⁽²³⁾ この包括代理人による署名は、p. もしくは pro または for. などの冠辞を用いて行ない、たとえば、Bが本人Aの包括代理人として手形の振出、裏書または引受をするにあたって、まず、Aの氏名を署し、次にその代理人として自己の氏名を署する如きは、これである。また、A会社名を署し、次にその会社の取締役Bというような代表資格において自己の氏名を署した場合にも包括代理人としての署名である。なんとなれば、イギリス会社法に依れば、取締役は会社の機関ではなく、会社の受託者もしくは受託者的地位に在って、包括的代理人とみればよいからである。

包括代理人によるこのような署名は、その効果を直接本人に及ぼし、包括代

理人は手形上の責任を個人的に負うことはない(英手26 I 前段)。しかし、これに反して、単に代理人Bもしくは取締役Bとして署名したような場合においては、第三者からみてその署名者が果して誰のための代理人であるか、判定に苦しむところであって、「署名者が単に代理人であること、または代表資格を有する者であること、を示す文言を附加しただけでは、これによって手形上の責任を免れることはできない」(英手26 I 後段)のであって、署名者自身が責任を負わなければならない。

結局のところ、本人が直接その責に任ずるかあるいは代理人もしくは代表者が自らその責に任ずるかは、その代理関係を手形上に明確に示したかどうかによって定まるのであるが、その代理関係を示すべき文言が曖昧であるときは、本人が手形上の責任を負うべきか、それとも代理人もしくは代表者がその責を負うべきか、俄かに決し難く、かような手形を授受した善意の第三者はその去就に迷い、惹いては手形の流通を損う結果ともなりかねないので、「代理人の筆跡でなされた手形上の署名が、本人のためのものであるか、またはこれを記載した代理人自身のものであるかを定めるにあたっては、その証券を有効ならしめるために最も都合のよい解釈を採用することを要する」(英手26 II)とある。たとえば、本人である支払人Aのために署名することを明確に示さず、また、代理人の資格を疑わさせるような形式で、支払人以外のBが引受のため署名をした場合において、これを厳格に解釈すれば、その署名は、本人たる支払人Aのためには引受の効力を生じない。また、もし、これを署名者B自身のものとするれば、代理人資格の形式に疑問があるから代理人の署名とすることもできず、B自身のものとするときは手形は無効とならざるを得ないので、かくては手形取引の安全を期する所以ではない。よってこのような場合においては、その署名は、その手形を有効ならしめるために最も都合のよい解釈を採用して、本人A、すなわち、支払人⁽²⁴⁾のためになされたものと解釈して手形の無効原因をできる限り少なくするのである。

(ii) 特定代理人による署名 特定代理人とは、ある特定の行為をなすことのみについて授權されているか、またはある特定の取引について本人を代理する者

(25)
である。たとえば、ある家屋を売却するためにその所有者Aから委任されたBは、この特定代理人であって、本人の通常の業務ではない行為またはある特定の取引をなす際に委任されることが多い代理人である。

この特定代理人による署名は、ふつう“per pro., または p. p. などの文言を附してなす署名であって、代理人が特定された事項についてのみ署名する権限があることを示すものである。

特定代理人による署名があるときは、代理人の権限外の署名によっては、本人は手形上の責任を負担することはなく、ただ、その権限内において署名した場合に限って、その署名によって責を負うべきものである(英手25)。したがって、この特定代理人による署名がある手形を受領しようとする第三者は、「その代理人がどのような内容の代理権をもっているか、相当な注意を払って、これを審査する義務があり、もし、これを怠ると不注意のそしりを免れられない。」と Bayley 判事は、Attwood v. Munnings [1827] 7 B. & C. 278 事件判決(26)の中で判示している。

(8) 法人による署名

(a) 法人の印章の押捺 イギリス手形法第91条第2項の規定によれば、手形法において署名をなすべき者が法人であるときは、証券または書面に法人の印章(corporate seal)を押捺して、これを行ない得る(英手91II)。しかし、本条の規定をもって、法人の為替手形または約束手形に、すべて法人の印章を押捺する方法を要求するものと解してはならないのであって(英手91II但書)、他の方法をとってもよい訳である。すなわち、

(b) 法人の代表資格においてなす署名 法人の印章を押捺して行なう方法に代えて、法人のためにする代表資格を有する者が代理署名(procurator signature)によってこれを行ない得る方法もある。再言すれば、法人の手形署名の方法には、法人の印章を押捺する方法と法人の代表資格者が法人のためにすることを示してなす代理署名の方法との二方法があるわけである。

元来、法人は、法人の印章(corporate seal, common seal)を押捺した証書によらなければ、有効に契約を締結することができないのが原則である。しかし、

手形契約については、この原則に対して例外というよりは、寧ろ代理署名が法人の署名の通常の方法とされ、この方法をもって為替手形もしくは約束手形は、⁽²⁷⁾振り出され、裏書きされ、あるいは引き受けられるのである。

(c) 会社の手形署名の方法 会社は、いうまでもなく法人であるから、法人の手形署名の方法に従えば有効であることは勿論であるが、会社の手形署名の方法については、1948年会社法第33条および第108条に特別規定があり、それによれば、以上述べた二つの署名方法を是認する立場を採っている。すなわち、会社法第33条の規定は、「会社から授権された者が会社を代表して会社の商号を用い、会社により、会社のために、または会社の計算において振り出し、引き受け、または裏書した為替手形もしくは約束手形は、会社のために振り出され、引き受けられ、または裏書されたものとみなす」と定めている。もともと、この規定は、すべての有限責任会社に為替手形および約束手形を発行する能力を与えたのではない。一定の必要な資格条件を充す会社にのみ関する規定であって、流通証券に対して会社が責任を負うためには、次の三条件を充さなければならない。

1 会社は、手形法第22条に規定している契約能力を有すべき必要な資格がなければならない。

2 署名は、会社のために署名することができる明示もしくは黙示の権限を有する者によってなされなければならない。

3 署名は、会社の署名として一定の方式をもってなされ、かつ、会社を拘束する方式でなされなければならない。

次に、会社法第108条第1項(c)は、会社が干与する手形には、会社の商号を読み易い文字をもって手形の表面に印刷するか、あるいは記載すべきことを定めている。もし、これに反し、たとえば、Limited という文字を脱漏して、会社の代理権限を有する者が、会社のために手形署名をなした場合は、その者が自らその手形所持人に対して手形上の責任を負わなければならない（英会社手108IV(c)）。

判例によって、これを見れば、手形の名宛先は S. Steam Packet Co. とあつ

たが、本当の商号は S. Steam Packet Co. Limited というのであった。その会社の秘書役は、当該手形の引受をして、「当会社の秘書役 T. M.」と書名したところ、その署名は文字を脱漏した廉により、その引受は秘書役個人の責任を負うべきものと判決が下った (Penrose v. Mortyr [1858] E. B. & E. 499 : 120 E. R. 595)。なお、会社の商号を置き換えた場合 (Atkins v. Wardle [1889] 58 L. J. Q. B. 377) および会社の商号に文字を加えた場合 (Nassau Steam Press v. Tyler [1894] 70 L. T. 376) においても同様である。しかし、引受の際、会社の商号を印刷するにあたって偶然の出来事によって、Limited という文字が手形用紙の縁の外に出て見えなかったが、この場合には、引受は会社の引受であるとの判示があった。(Stacey & Co. v. Wallis [1912] 106 L.T. 544.)。

(d) 清算人の署名 1948 年会社法による会社の任意解散の場合において、2 人以上の清算人 (liquidator) が選任されているときは、少なくとも 2 人の手形署名がなければ、その署名は清算会社に責任を負わせることを得ない (Ex p. Agra & Masterman's Bank [1871] 6 Ch. App. 206.)⁽²⁸⁾。

(9) 偽造または無権限者の署名

(a) 偽造または無権限者の署名の意義 偽造 (forgery) について Blackstone (Sir William, 1723~80) は、普通法上、書面を詐って作成するか、もしくは変造して、他人の権利を害することであるとしているが、⁽²⁹⁾ 実のところ偽造署名 (forged signature) についてイギリス手形法の何処を探しても定義しているところはない。しかし、Paget は、その著「銀行法論」(Law of Banking) の中で、この用語の明白な根源は、いま廃止された、1861 年偽造法 (Forgery Act, 1861.) から出たものであるという。⁽³⁰⁾

それは、ともかくとして、偽造署名とは、他人の権利を害する目的をもって手形に他人の氏名を偽って署名することであり、また、無権限者の署名 (unauthorised signature) とは、代理署名をなす権限を有しない者の署名である。もとより偽造署名も無権限者の署名のひとつであって、他人の権利を害する目的をもって署名するのであるが、ここにいう無権限者の署名は必ずしも他人の権利を害するためにのみなされるものではなく、善意であって自己に権限が有る

ものと信じて署名する場合もありうる。もし、無権限者が、自己に権限はないことを知りながら、しかも他人の権利を害しようとして署名すれば、この無権限者の署名は偽造署名となる。

なお、偽造署名は、真実の署名が詐欺の目的をもって変造 (alteration) される、いわゆる手形の変造とは異なる。手形の変造についてはイギリス手形法第 64 条に規定されており、いずれ論ずる機会もあろう。

(b) 偽造署名または無権限者の署名の効力 偽造署名または無権限者の署名は、署名として無効であることは明白である。かような署名がある手形を所持しても、法律上、所持人としての権利を有せず、イギリス手形法第 24 条前段本文をもって、「偽造署名または無権者の署名は無効であって、何人と雖もこの無効署名によって、その手形を保持し (retain)、その手形の支払を受け、またはその手形上の義務者に対して支払を請求する権利を取得することはできない。」と定めている。しかし、この規定は、原則であって、例外が認められている。

例外の第一は、同条中に「本法に別段の定めがある場合のほか」とある規定に基づく例外である。手形法第 54 条第 2 項、第 55 条第 2 項、第 80 条、手形法と一体をなす 1957 年の小切手法第 4 条第 3 項とこの規定に関連ある手形法第 7 条第 3 項および小切手法第 5 条は、いわゆる本法に別段の定めがある場合に当たる例外規定である。すなわち、偽造署名または無権限者の署名によって支払をなした銀行は、一定の事情においては、損害を蒙ることがなく、正当な支払をしたものと認められるのであって、手形法第 60 条はその支払を小切手に限定し、第 80 条は線引小切手について同じく支払銀行を保護する点においては第 60 条の規定と変わらないが、1957 年の小切手法第 5 条により線引小切手以外の線引証券 (crossed instruments) に対して支払をした場合にも同様に保護が及ぶ規定である。

小切手およびそれに類する証券に対して支払をした支払銀行を保護するばかりではなく、それらの証券の取立をなした取立銀行を保護するためには、手形法第 82 条の規定を拡大し、変更を加えた、同条に代わる 1957 年小切手法第 4 条第 3 項を制定したのである。この銀行の保護にあたっては、小切手法第 4 条

第3項の規定により、取立銀行は裏書を欠くか、もしくは不正の裏書であるか、に留意することを怠ったものとの取扱を受けることがない。この規定に関連して手形法第7条第3項によれば、手形の受取人が仮設の人もしくは虚無の人であるときは、持参人払式手形として取り扱われることも銘記すべきであろう。

例外とされる他の罰切な規定は、手形法第54条第2項および第55条第2項の規定である。これらの規定は、禁反言の原則を適用して、正当な手形所持人を保護する規定である。

例外の第二は、手形法第24条本文後段の但書による場合である。すなわち、手形の保持または支払請求を受けた者が、自らその偽造または代理権の欠缺を主張することを禁ぜられている場合は、これである。

この禁反言は、ある者が手形の当事者となったため、手形法所定の規定に基づいて当然に生ずることがあり(英手55 I, 88 IIなど参照)、また、偽造署名あるいは無権限者の署名によって署名者として表示された者が自身の行為によって生ずることがある (Robarts v. Tucker [1851] 16 Q.B. 560 at p. 577; 117 E.R. 994.)。なお、禁反言が不注意によって生ずる場合においては、その不注意は、その偽造署名を真正な署名として受け取った直接かつ近因であったことを証明しなければならない。近因は直接原因 (causa causans) ⁽³¹⁾ であって、単に不可欠原因 (causa sine qua non) ⁽³¹⁾ であってはならない。

(c) 偽造署名または無権限署名の追認 偽造署名は、元来、犯罪を構成するものであるから、偽造された本人がこれを追認 (ratification) ⁽³²⁾ しても適法にして、かつ、有効とすることはできないとの判例があった。その事案は、100ポンドの約束手形の振出人Bの署名を偽造したXがあった。その手形所持人は満期前に偽造手形であることを発見して、告訴に及ぶと威嚇したところ、これを阻もうとしたBは、その偽造署名は自分の署名であるとし、手形上の責任は自分が負う旨を述べた覚え書を手形所持人に手交したが、遂に訴訟に持ち込まれ、裁判所は追認を無効とし、かつ、その手形についてBはなんらの責任を負うべきものではないと判示したのであるが、この判決の偽造署名は追認することを得ないという一般に通ずる論旨が、手形法制定にあたって採用されて成文化さ

れたものが、手形法第24条但書である。

偽造署名者は、被偽造署名者本人のために、なんらの手形上の行為をなし、または行為をなそうと志すこともできないものであって、それゆえ、偽造者の行為を追認するための根拠が全くない訳である。しかし、手形法制定の以前においては、スコットランドの控訴審では偽造署名の追認を認めたこともあったが(M'Kenzie v. British Linen Co. [1881] 6 App. Cas. 82 at p. 99 (H.L.)), イングランドの事件中にはこのことはなく、判決は、事実は禁反言を創造せずとの根拠を示した。アメリカの統一流通証券法の草案が起草されたときは、偽造署名を追認できる点について、起草委員はこれを認める意見であったので、実質的にこれを認めたのであるが、但書は削除されてしまったので、アメリカの事件においては、今日、賛否両論が対立して争われている⁽³³⁾。

これに反して、偽造の署名とは認めることのできない代理権限のない者が署名した署名を追認することは差し支えない(英手24但書)。この場合、無権限の者の署名は理論上、もちろん善意をもってなされる場合に限られるのであるが、實際上、無権限の者の善意・悪意をどのようにして区別するかは、困難な問題であるといわなければならない。

(d) 偽造署名がある手形に対する差止命令 偽造署名がなされている手形が流通していて、もし、この手形を所持する者が知れたときは、裁判所は差止命令(injunction)によって、その流通を禁じ、もしくは流通を止めて、その手形を廃棄することを命ずることができる(Esdale v. La Nauze [1835] L.Y. & C. Ex. 394.)。

3 交 付

(1) 手形契約が成立するための条件としての交付 手形上の責任を生ずるためには、まず、第一に手形契約者が署名しなければならないことは、すでに述べた如くである。次に、手形契約が成立するためには、さらに、手形の交付(delivery)がなければならない。手形法第21条第1項本文に「手形上のすべての契約は、それが、振出人の契約であると、引受人の契約であると、あるいは、

また、裏書人の契約であるを問わず、その契約に効力を生ぜしめるために、証券を交付するまでは不完全であって、これを取り消しうべきものである。」と規定している。したがって、たとえば、指図人払式為替手形の所持人Aが、この手形をBに裏書をしたが、未だこの手形をBに交付しないうちに死亡したような場合には、Aの裏書は不完全であって、Bが後からたとえこの手形を取得しても、Bはこれによってなんらの権利をも得ることはできない。また、AがBに裏書をして、Aの代理人Cにこの手形を郵送した場合において、Cはこれを事実上Bに交付しないときは、Aはそのなした裏書を取り消すことができる。

しかし、この原則に対しても例外があって、支払人が手形上に引受の旨を記載して、かつ、引受をした旨を手形権利者に通知し、またはこの手形権利者の指図に従ってその旨を通知したときは、その引受は完成し、これを取り消すことはできないのである（英手21I但書）。すなわち、引受という手形契約においては、交付に換えて通知をもってすることができる例外的効力を認めたのである。（英手2の引受の定義参照）。

(2) 交付の定義 交付とは、現実の占有であると解釈上の占有であるを問わず、ある者から他の者に対して占有を移転することをいう（英手2）。現実の占有移転（actual transfer of possession）は、AからBにその手形を渡せばよいので、別段説明を要しないが、解釈上の占有移転（constructive transfer of possession）は、代理人の現実的占有によって成立するものであるから、現実の占有を伴わないで、手形の占有移転を生ずるのは、次の三つの場合が考えられる。

(a) Aが初めの自分のために占有していた手形を後になってBの代理人として占有するに至った場合 この場合は、現実の占有はなんら移動がないにも拘らず、解釈上（法律上）、AからBに占有の移転があったものとみなすことができる。

(b) Aが初めBの代理人として占有していた手形を後になってCの代理人として占有するに至った場合 この場合もaの場合と同様、現実の占有には変りはないが、解釈上（法律上）、BからCに占有の移転があったものとみなされる。

(c) aの逆の場合であって、すなわち、Aは初めBの代理人として占有して

いた手形を後になって自分のために占有するに至った場合 この場合も a. b の場合と同様に、現実の占有は変わらないが、解釈（法律）上 B から A に占有の移転があったものとみなすことをうる。

以上三つの場合において占有の移転が法律上承認されるのは、代理人または使用人などが、その本人または雇主のためにある物を現実に占有するときは、本人または雇主が解釈上占有するものとみなすことを得るからにほかならない。

(3) 郵送による手形の占有移転の時期 交付をもって占有の移転であると解すべきことは、以上の叙述によって明らかであろう。しかし、実際問題として、その占有の移転がいつ行なわれたのであるか、その時期を確定するには、なお幾多の問題があろう。特に注目すべきことは、手形を郵送する場合である。

郵送の方法には、凡そ次の二方法が考えられる。その一つは、工場・事業所などの事務所に備え付けられた私設の郵便函に投函する場合である。この場合は単に手形を封筒に入れて投函したのみでは、手形の占有は未だ受信者に移転したとはいえず、その占有は依然として発送者にあるものといえよう。判例によれば、手形所持人 C は、D に裏書して書面と共に手形を D に宛てた封筒に入れ、これを C の私設郵便函に投函したところ、これを C の使用人が盗み、D の署名を偽造して手形を流通させたという事案に対する判決は、手形上の財産は、なお C にあって、D には移転しないというのであった (cf. *Arnold v. Cheque Bank* [1876] I. C. P. D. 578 at p. 584.)。

次は、郵便局または官設の郵便函に投函する場合である。イギリスの郵便規則 (postal regulations) に依れば、ひとたび投函された書状は再びこれを取り戻すことはできないことになっている。もっとも、フランスでは取り戻しは可能であるから、万一使用人の過誤によって投函したようなときは、これを再び手許に取り戻し得る。取り戻しができないイギリスにおいては、手形を同封した郵便物を官設の郵便函に投函した場合、受信者（発信者の相手方）が、郵便の方法によることを求め、または明示もしくは黙示の意思表示をもって発信者にその郵送について権限を付与したときは、郵便局は、受信者の代理人とみなすことができ、投函と同時に、手形の占有は受信者に移転したものとみることがで

きる。これに反して、受信者が発信者に対してその方法によることを求めず、また、その権限をも付与しないときは、郵便局は発信者の代理人とみることができ、手形が受信者の手許に到達されるまで、手形の占有は依然として発送者に在るものといいうるであろう (Thailwall v. Great Northern Ry. [1910] 2 K. B. 509.)。したがって、発信者は、これを取り消し得るは勿論、郵送の途中で手形が紛失したようなときは、手形上の責任を負わなければならない。

(4) 交付の要件 証券の交付が手形契約を成立させるための要件であるが、その要件を果し得るためには、その交付は効果的な交付 (effectual delivery) でなければならない。効果的な交付とは、交付する者に交付の権限があり、原則として無条件であるなど、ある一定の要件を具備する交付をいう。たとえば、手形署名者以外の者で、無権限者が交付したのでは、効果的な交付とはいえないのである。交付が有効な交付であるか否かは、直接の当事者間、間接の当事者および手形の正当な所持人に対する場合によって異なる。直接の当事者 (immediate party) とは、手形契約を締結する当事者双方が直接の関係に在る当事者をいう。たとえば、振出人と引受人、振出人と受取人または裏書人と被裏書人の如きは、直接の当事者である。次に手形の正当な所持人 (holder in due course) とは、イギリス手形法第 29 条に定義されているが、表面上完全かつ正常な手形を一定の要件に従って取得した手形所持人をいう。また、間接の当事者 (remote party) とは、間接に関連する当事者をいい、たとえば、振出人と受取人の被裏書人または裏書人とその被裏書人の被裏書人の如きである。

ところで、直接の当事者間および正当な所持人以外の間接の当事者間において、交付が有効な交付であるためには、それぞれ振出、引受もしくは裏書をなすべき当事者自身またはその代理人のいずれかが交付しなければならない (英手 21 II a)。したがって、たとえば、遺言執行者 (executor) は、遺言者 (testator) の代理人ではないので、遺言者が裏書した手形を遺言執行者が被裏書人に交付したのでは有効な交付とはいえず、被裏書人は手形上の訴訟を提起することはできない (Bromage v. Lloyd [1847] 1 Exch. 32.)。

(5) 有効かつ無条件交付の推定 手形の交付は、直接の当事者間であると、

間接の当事者間であるとを問わず、これに条件をつけあるいは手形の所有権を譲渡 (transferring the property in the bill) する以外の特定の目的のためにすることができる (英手21Ⅱ b 本文)。したがって、このような手形交付の場合には、交付の条件または交付の目的に合致して手形が利用されないときは、有効な交付とはならないから、手形所持人は、その手形について訴えを提起しても無効である。しかし、手形が、振出人、引受人または裏書人として署名した当事者の占有を離れたときは、反証がある場合のほか、有効かつ無条件の交付が行なわれたものと推定されるから (英手21Ⅲ)、その有効な条件を欠きまたは条件付であったことを主張しようとする者は、推定を打ち破るべき反証を挙げる責任を負わなければならない。そして、もし、この挙証ができたときは、手形の譲受人は推定の利益を失い、手形の所有権を取得することはできないであろう。もっとも、その譲受人が手形の正当な所持人である場合においては、推定の利益は絶対的のものとなり、その前者全員の義務を生ぜしめるに足るべきこれらの者による手形の有効な交付があったものと看做され (英手21Ⅱ b 但書)、もはや、前者が有効な要件を欠いたとか、または条件付であったなどとの反証を挙げても、これによっていささかも影響を受けることがなく、手形の正当な所持人は、その前者全員に対して手形上の責任を負わせることができる。

(1) 中川正・現代外国法典叢書 流通証券法 44頁, 大野義昌 英国手形法要論 45頁。

しかし、手形の当事者をこのように手形上の義務負担者に限定するのは、法律上の意味からではなく、条文配列上の便宜から出たものと思われる。Bigelow の如きは、手形の当事者として手形上の義務負担者にのみ限らず、権利者たる受取人を挙げている (Bigelow, *The Law of Bills, Notes and Checks*, 3rd ed. 1928, p. 41.)。

(2) Chalmer's, *Bills of Exchange*, p. 62.

(3) "minor" の用語は Scotland で用い、"infant" の用語は England で用いるが、同様の意味である (Chalmer's op. cit. note 1, p. 62.)。

(4) E. R. Hardy Ivamy, *Casebook on Mercantile Law*, p. 23.

(5) Chalmer's, *Bills of Exchange*, p. 64.

(6) 教会兼職法 (Pluraries Act, 1838) は、Henry 第八世即位第21年法律第13号の1529年法を廃止して制定され、1930年の教会兼職条令 (Pluraries Measure) によって修正された。同法によれば、教会が相互4哩以内に位し、かつ、一教会からの年間聖職禄が400ポンドを超えない額にとどまるならば、僧正を推挙して大僧正の分与によって二教会を兼職できることを定めた法である。

- (7) Chalmer's Bills of Exchange, p. 63, Byles, Bills of Exchange, p. 56.
- (8) Chalmer's op. cit, p 62.
- (9) 精神障害者または精神異常者を表現する用語には, mental disorder, insanity, lunatic などのほかに, insane, unsound mind などがある。いずれも白痴 (idiot) を含めた事物を正確に識別する能力のない者をいう。これらの用語のうち法律用語としては, lunatic が用いられるようである, その他は厳密には法律用語ではないが, 通常多く用いられている。(cf. Byrne's Law Dictionary).
- (10) 同法第 341 条に "an idiot or person of unsound mind" とある。
- (11) イギリス法には, 寡聞にして見あたらず, Byrne's の法律辞典にも "There is no statutory definition of the drunkenness" とある (Byrne's Law Dictionary, pp. 325-326).
- (12) Byles on Bill of Exchange, p. 54.
- (13) Ditto, op. cit. p. 57, Chalmers. op. cit. p. 65.
- (14) Chalmer's, op cit. p. 65.
- (15) Ditto, op. cit. p. 65.
- (16) Ditto, op. cit. p. 65.
- (17) Ditto, op. cit. pp. 65-66.
- (18) Ditto, op. cit p. 67.
- (19) Bigelow, Bills, Notes and Checks, pp. 42-44.
- (20) Stroud's Judicial Dictionary, Vol. 4, pp. 2783-2784.
- (21) Chalmer's, op. cit. p. 70.
- (22) Ditto, op. cit. pp. 70-71.

なお, "holding out" については「責任維持」と訳したが, 1890年の組合法 (Act of partnership 1890 第 4 条の規定によるものであって, 積極的に組合員であるとし, あるいは消極的に組合員として行動すると, 組合と取引した者に対して組合員としての責任を負うべきことをいうので, このように訳したまでである。ほかに良い訳語が見付かれれば訂正するにやぶさかではない。

- (23) 伊藤正己 英米法概論 341頁。
- (24) Chalmer's, op. cit, pp. 82-83.
- (25) 伊藤正己 上掲書 340-341頁。
- (26) Chalmer's, op. cit. p. 79.
- (27) Ditto, op. cit. pp. 287-288.
- (28) Ditto, op. cit. p. 288.
- (29) Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 1765, 4 Com. 247.
- (30) Paget, Laws of Banking, 6th ed., p. 408.
- (31) Chalmer's op. cit. p. 75.
- (32) Brook v. Hook [1871] L.R. 6 Ex. 89.
- (33) Chalmer's, op. cit. p. 74.
- (34) Byles, op. cit. p. 171.